

「技能化」が意味するもの——インドネシアの移住・家事労働者と c189

平野恵子（北海道教育大学）

本報告は、インドネシアが現在目指している移住家事労働者の「技能化」（フォーマル化）方針と ILO189 号条約（c189）批准に向けた国内関連法整備との関連を検討するものである。

2011 年 6 月 ILO 第 100 回総会においてユドヨノ大統領（当時）が演説をおこなった。インドネシア人移住家事労働者の権利保護への取り組みや国内家事労働者の処遇改善が表明されたもので、元首としてインドネシア史上初の試みであったため国内でも大きく取り上げられた。しかしその演説の 2 日後に、雇用主を殺害したとしてインドネシア人家事労働者がサウジアラビアで死刑となる事件が起き、c189 と絡めた国内の報道が加熱したこともあってか、インドネシアは、1994 年からマレーシアとともに 2 大目的国であるサウジアラビアへの家事労働者の送出し一時停止に踏み切っている。本モラトリアム措置は 2016 年 9 月現在、中東・アフリカ諸国 19 ヶ国に達する。続いて 2017～2018 年までの「家事労働者」送し出し停止措置が発表された。これら C189 に端を発する一連の移住家事労働者関連の政策の転換は、何を意味するのか。本報告では現地での聞き取り調査に基づいて以下の点を論じる。①移住家事労働者の東アジアシフト、②従来の「お手伝い」から「労働者へ」（Keck and Sikkink 1998）、③派遣労働への転換の可能性。「技能化」は国家にとっては家事労働者の付加価値を高め権利保護という名目を満たすロジックで、90 年代～2000 年代にかけてのフィリピンの経験と同様である（小ヶ谷 2015）。一方、労働者支援団体にとっては、2004 年以来審議が停滞していた国内家事労働者法案を整備し、ヘルパー=*pembantu* から労働者=*pekerja* へと家事労働者の呼称並びにかれらの権利保護を厚くすることを訴える契機となっている。最後に家事労働が派遣型へと変化する可能性について考察する。